

SPECIAL REPORT

平成26年度生乳計画生産対策の概要

本会議は2月13日開催の第332回理事会において、「平成26年度事業計画の基本的な考え方」、「平成26年度生乳計画生産・需給調整対策」等について審議し、原案通り承認された。ここでは、平成26年度生乳計画生産対策の概要について紹介する。

1. 平成26年度生乳計画生産目標数量の構成

平成26年度生乳計画生産対策は3か年の中期計画生産の最終年度に当たり、国内生乳生産基盤の維持・拡大を図る観点から、酪農家の生産意欲を喚起し得るよう25年度の基本的な枠組みを変えず、引き続き増産型で推進する。計画生産目標数量は、図に示したように販売基準数量、特別調整乳数量、選択的拡大生産数量の3つの生産枠から構成される。

(1) 販売基準数量

- ・生乳需給予測(チーズ向け除く)における脱脂粉乳とバターの中央値ベースの需要量にインサイダー率を乗じた数量から新規就農枠(2,500t)を差し引き、全国で674万4,404tを設定。
- ・各指定団体への配分方法は、25年度実績数量を基本に、加算要素を加味した数量を基礎数量とし、全国に占める構成比により按分。

(2) 特別調整乳数量

- ・生乳需給予測におけるバターベース需要量(チーズ向け除く)を基本に、中期的な観点から予測する数量にインサイダー率を乗じた数量を供給目標数量として設定し、供給目標数量から販売基準数量及び新規就農枠数量を差し引いた数量を特別調整乳数量として全国で8万2,349tを設定。

- ・特別調整乳数量は、生乳需給が緩和し生乳流通に混乱が生じることが見込まれる等の場合に、過剰回避対策を実施することを前提に、希望する指定団体に配分。

(3) 選択的拡大生産数量

- ・チーズ・全乳哺育向けや置き換え等、通常の国内生乳市場と区分された新たな生乳需要を計画的に創出し実績の確認ができる数量を、選択的拡大生産数量として配分。

2. 特別調整乳数量に係る過剰回避対策

予測を超えて生乳需給が緩和し生乳流通の混乱が生じた場合や、26年度末の乳製品在庫量が増加し27年度以降の計画生産対策に悪影響を与えることが見込まれる場合、指定団体及び全国連の実務責任者等で構成する生乳需給管理委員会にて協議の上、理事会の承認を得て、特別調整乳数量の配分を受けた指定団体は以下の過剰回避対策を実施するものとする。

(1) 過剰回避対策の対象とする数量の設定

特別調整乳数量のうち過剰回避対策の対象とする数量(以下「過剰回避対策数量」という。)は、以下の数量を基本に設定する。

- ① 既に発生又は発生が見込まれる出荷調整乳の数量
- ② 生乳需給の改善のために出荷の調整が必要と思われる数量

生乳計画生産対策における各生産枠の考え方

販売基準数量	特別調整乳数量	選択的拡大生産数量
<ul style="list-style-type: none"> ○ Jミルクの需要予測(中央値ベース)を基本に設定。 ○ 各指定団体の①前年度供給目標数量実績を基本に、災害等の影響等の数量を加算した合計数量の全国に占める構成比により按分。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ Jミルクの需要予測(バターベース)を基本に、中期的な観点から予測する生乳需要を踏まえて供給目標数量を設定し、販売基準数量との差を特別調整乳数量として設定。 ○ 生乳需給緩和時に過剰回避対策を実施することを前提に、希望する指定団体に配分。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ チーズ向けや輸出向け等、新規需要向けに販売する数量について設定。 ○ 新規需要向けに販売されたことを確認するとともに、指定団体から提出された計画に基づき配分。

供給目標数量

【販売基準数量+特別調整乳数量】

計画生産目標数量

【販売基準数量+特別調整乳数量+選択的拡大生産数量】

(2) 過剰回避対策数量の指定団体別配分の実施

(1) により設定した過剰回避対策数量を各指定団体の特別調整乳数量の構成比により按分した数量を当該指定団体の過剰回避対策数量として配分する。

(3) 過剰回避対策の内容

上記(2)で配分を受けた数量について、該当する指定団体は、以下の過剰回避対策を確実に実施するものとする。

- ① 当該配分数量の全部又は一部の中酪への返還
- ② 当該配分数量の全部又は一部に係る次に掲げる緊急的な過剰回避対策（全乳哺育、市場からの乳製品の買い上げ、乳製品委託製造、在庫保管、など）

3. 各生産枠の配分時期

(1) 販売基準数量

・平成25年度計画生産実績を確定させた後、平成26年5月21日までに配分する。

(2) 特別調整乳数量

・特別調整乳数量の指定団体別配分は、平成26年4月末日までに各指定団体からの申請を受けた後、平成26年5月21日までに行う。

・なお、平成26年4月22日までに、各指定団体に申請の「目安数量」を示す。

(3) 選択的拡大生産数量

・配分を希望する指定団体は、平成26年5月末日までに申請することとする。

・なお、都府県において、チーズ・全乳哺育向け以外の配分を希望する場合は、指定団体及び全国連並びに中央酪農会議が連携して共同で実施可能。

(4) 新規就農枠

・平成26年1～12月に新規就農する者の新規就農枠の配分を希望する指定団体は、平成26年6月末日までに新規就農枠の申請を行う。

・なお、申請数量は、26年度の生乳生産予定量か、個人経営の場合500t、法人経営の場合1,500tのいずれか少ない数量を上限とする。

4. 超過・未達ペナルティ

(1) 超過ペナルティ

・供給目標数量実績（総受託乳量から選択的拡大生産数量の実績を差し引いた数量をいう。以下、同じ。）が供給目標数量を超過した数量について、27年度販売基準数量から削減する数量ペナルティ及び40円/kgを徴収する金銭ペナルティとする。

・ただし、①供給目標数量の1%以内の超過数量、②需要期（9～11月）に一定の基準を超えて受託された計画生産実績数量、③27年1～3月の間のアウト・イン異動数量、はペナルティ対象外。

(2) 未達ペナルティ

・供給目標数量に対する未達数量について、27年度販売基準数量から削減する数量ペナルティとする。

・ただし、①供給目標数量の0.5%以内の未達数量（供給目標数量が25万tを下回る指定団体は供給目標数量の1%以内の未達数量）、②平成26年度新規就農枠配分者の未達数量、③災害等のやむを得ない理由による生産減少量、④27年1～3月の間のアウト・イン異動数量、はペナルティ対象外。

5. 販売基準数量等の期中での管理

(1) 供給目標数量の指定団体間調整措置

・供給目標数量については、減量希望の申請のあった数量の範囲内で生乳需給の安定上必要だと思われる数量を増量希望のあった指定団体に追加配分する（平成26年12月22日までに申請）。

・極力早期の生産枠の指定団体間調整を促す観点から、9月末日を増（減）量申請の一次締切日として設定し、一次締切日までに増（減）量申請があった場合は、減量申請のあった数量及び中酪での保留数量の範囲内であって、生乳需給の安定上必要だと思われる数量について、早期の供給目標数量の指定団体間調整を行う。

・なお、一次締切日までに申請のあった供給目標数量の減量数量については、平成27年度以降の生乳計画生産対策において一定の取扱いを行うこととし、その具体的な仕組み・方法等については別途協議のうえ決定することとする。

(2) 指定団体間調整の方法

・指定団体間調整は、(A) 都府県の東日本・西日本、(B) 都府県全体、(C) 全国の順で実施。

6. 生乳需要の維持・拡大のための理解醸成活動の実施

酪農家が、我が国において安定的・持続的に経営を続けて行くためには、①適正な乳価と国産牛乳乳製品の消費量の維持（＝安定的経営の実現）、②酪農及び国産の牛乳乳製品に関して消費者から信頼され必要とされること（＝持続的経営の実現）による、生乳需要の維持・拡大が必要である。

こうした取り組みは、中長期的に継続して実施していくことが必要であることから、生乳需要全体の維持・拡大につなげることを目的とした「理解醸成活動（＝酪農・国産牛乳乳製品理解促進広報事業）」を継続的に実施するものとする。

7. その他

期中に大幅な生乳需給変動があると見込まれる場合、Jミルクの生乳及び牛乳乳製品の需給予測を踏まえ、理事会の承認を得て、販売基準数量等の見直しを行うことができる。